

【提出意見とそれに対する栃木県の考え方】

「令和8(2026)年度栃木県食品衛生監視指導計画(案)」に対する意見募集を行った結果、1団体から3件の御意見を頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。

| 項目 | 意見の内容 | 意見に対する考え方 |
|---|--|--|
| <p>第4 監視指導の実施に関する事項 4 食品供給行程(フードチェーン)の各段階における監視指導の実施 別表2 について</p> | <p>チェック工程の2番目=製造・加工(と殺及び解体並びに食鳥処理を除く)の欄で、各食品群に「製造または加工に係る記録の作成及び保存の推進」という監視指導項目が設定されていますが、本来、この指導は非常に大事な項目で、かつ食品群に共通の指導事項なので、いずれの食品群でも最初に記載すべき項目ではないかと思えます。2番目でも良いですが、その場合はどの食品群でも2番目にするといったことが分かりやすさを生みます。</p> | <p>「製造または加工に係る記録の作成及び保存の推進」の記載は、各食品群へ適宜追加した結果、全食品群で記載されておりました。 これらは共通事項の記載内容と重複があるため、各食品群においては記載を削除の上、共通事項において「全ての工程における適切な記録の作成及び保管の徹底(HACCPに沿った衛生管理の徹底)」と記載を整理いたします。</p> |
| <p>第4 監視指導の実施に関する事項 4 食品供給行程(フードチェーン)の各段階における監視指導の実施 別表2 について</p> | <p>3番目のチェック工程=貯蔵、運搬、調理及び販売の欄ですが、食肉、食鳥肉及び食肉製品では、別表3の1(規格・基準検査内容)と3(有害物質・汚染物質検査)にある通り、微生物検査や、残留動物医薬品の検査を行うことになっていますので、当然、ここに「残留医薬品、微生物等の検査の実施」という項目が記載されるべきではないかと思えます。</p> | <p>御意見を踏まえ、食肉、食鳥肉及び食肉製品の収去検査を別表2に反映することとし、当該欄に「残留動物用医薬品、微生物(食肉製品に限る)等の検査の実施」と記載します。</p> |
| <p>第4 監視指導の実施に関する事項 4 食品供給行程(フードチェーン)の各段階における監視指導の実施 別表2 について</p> | <p>水産食品(魚介類及び水産加工品)の欄の右端にある「3番目のチェック工程=貯蔵、運搬、調理及び販売」の1行目の最後=《・残留動物医薬品、微生物等の検査の実施・水産加工品の流通管理(保存温度、衛生的な取扱い等)の徹底》という記載は、実は別々の内容なので、2つに分けて記載すべきことだと思います。つまり、《 》でくくった後段の下線部分は改行して、2番目の項目として独立して記載されるべきものだと思います。この別々の項目をあたかも一つかのように書いてあるので分かりにくく、県民が見てわかりやすいように訂正をお願い致します。</p> | <p>御意見のとおり、2項目を分けて記載いたします。</p> |